

Q8-1. 営業税の種類について教えてください。

営業税は、日本の消費税に相当するものです。
営業税には、以下の2種類があります。

<付加価値型>

広く一般の業種に適用されるもので、日本の消費税と同様に売上税額と仕入税額を相殺して、その差額を納付します。

<非付加価値型>

金融業等の特定の業種にのみ適用されるもので、仕入税額を控除することはできません。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。